

2014/8/27

別紙 1

運用が困難な規定 (訓令上の条項を記載)	運用が困難な理由
第9条／第11条	当省は、[REDACTED] 然るべき保護措置を講じた上で、特定秘密を取り扱うことを想定しているところ、立入禁止の対象が「外部からの来訪者」とされる場合は大きな支障はないが、「特定秘密取扱者以外の職員」も含む規程となる場合は執務に重大な支障を來し得る。
第12条	上記のとおり、当省は、[REDACTED] 特定秘密の取扱いを想定しているところ、携帯型機器の持込みが禁止される場合、緊急連絡を含む通常の執務の遂行に支障を來し得る。「職務上の上級者の許可」を受けることにより一部の者が持込み可能になるとしても、そうでない者が機器を保管する場所（あるいは、外部からの連絡を転送するシステム）が必要となり、スペース及び予算の確保に困難を生じ得る。
第13条	当省は、[REDACTED] 「可搬」記憶媒体への格納が義務づけられると、[REDACTED] 支障が生じ得る。
第16条／第43条	特定秘密が要件を欠くに至った場合、また、廃棄された場合の取扱いについて規定しておく必要がある（管理簿にその旨記録するなど）。
第32条	当省は、[REDACTED] したがって、「簿冊」に「認印」という方法が必ずしも馴染まない場合がある。
第37条	当省は、原則カード式キャビネ（キャビネ毎のカードキー

と [REDACTED] で解錠) に保管することを想定している。

当該キャビネはシステムで管理し、解錠の記録が残る形となつており、保秘の観点から有益と考えている。

第40条の2

当省は、
[REDACTED]

これを「閲覧簿」

に代わるものとして読み込める規定ぶりとして頂きたい。

2014/8/29

モデル規程案（草案）に対する取りあえずの意見
(外務省)

1 モデル規程（草案）に係る意見を提出するに当たり、外務省として検討している特定秘密取扱システムの将来的なイメージについて情報共有したい（但し、法施行後直ちに移行できるものではなく、また、今後変更もあり得る点に留意願いたい）。

(1) 外務省が取り扱うこととなる特定秘密の代表的な形態は以下の 5つ。

- ア 公電
- イ 衛星秘密
- ウ 分析資料、対処方針等の文書（上記アを元にして作成することが少なくない）
- エ 暗号
- オ 他省庁から入手する特定秘密

(2) 外務省としては、既存の電信システムも活用しつつ、

職員が無理なく業務を遂行できる体

制を構築したいと考えている。

2 上記 1 の認識の下、取りあえずの意見として以下を提出する。

(1) 特定秘密指定管理簿、特定秘密文書等管理簿について

ア

現在、貴案においては、一つの文書等に一つの「文書等管理簿」を付けることが想定されているが、文書等が多数存在することもあり得るところ（特に当省の場合、関連公電が極めて多数存在するケースがあり得る）、「文書等管理簿」は「指定管理簿」のように一覧表となっていることが全体を把握し易い点で望ましい

イ 有効期間満了年月日については、特定秘密と特定秘密文書等とで異なる場合があり得るとの理解で間違いないか（例えば、「平成27年度中に入手したA国政府中枢の動向に係る内部情報」を有効期間5年で平成27年3月31日に特定秘密に指定した場合、当該特定秘密の有効期間は平成32年3月30日である一方、当該特定秘密に括られる平成28年3月31日付けの公電の有効期間は、平成33年3月30日ではなく平成32年3月30日となるのではないか。そうでないと、有効期間延長や解除の手続きを文書単位で行うこととなり、管理事務が著しく煩雑となる）。「指定管理簿」と「文書等管理簿」には、いずれにも有効期間満了年月日の記載欄があるが、この日付は「指定管理簿」の方に合わせるという理解で正しいか

ウ 「指定管理簿」の「指定の整理番号」と「文書等管理簿」の「登録番号」及び「一連番号」は「-（ハイフン）」等で繋げるなど、関連性がわかるようなものにしていただきたい。

エ [REDACTED] 主管課が特定秘密指定書（案）の「5 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲」に記載されている関係課室に [REDACTED]
[REDACTED] これをその都度「文書等管理簿」に記載することは事務の繁雑を招くことに繋がる。
[REDACTED] これで十分ではないかと考える。したがって、「文書等管理簿」において、送達先ごとに受領者氏名、年月日、返却期限・・・等の情報を記入するのは、他の行政機関に対してハードコピーで送達した場合に限るようにしていただきたい。

（2）第8条について

防衛秘密等では「特定秘密管理者」（局長級）、「特定秘密管理者補」（課長級）、「保全責任者」（補佐級）の3段構成になっていると認識しているが、本条で2段構成としている理由はあるのか。

（3）第12条について

当省は、[REDACTED] 携帯型機器の持込みが禁止される場合、緊急連絡を含む通常の執務の遂行に支障を来す。

(4) 第13条について

「スタンドアローンの電子計算機」「特定秘密を取り扱う者のみがアクセスできる措置が講じられたもの」の定義にもよるが、例えば、[REDACTED]
[REDACTED]はこれに該当すると考えて問題ないか。

(5) 第18条について

交付・伝達に際しての「特定秘密管理者の承認」の詳細いかん。(防衛秘密ではそもそも文書作成時に許可が必要との立て付けになっていると理解している。作成時に「文書管理簿」に登録・決裁を得れば「交付・伝達可能」という理解で良いのか。作成時に加えて交付・伝達時も別途承認が必要となると全く機能しなくなる。)

(6) 第19条について

「認印を徴する」のみならずサイン又は電子的証明も含めるべき。また、公電の電磁的追配について上記(1)エのとおり。

(7) 第24条について

「三段式文字盤かぎのかかる金庫等施錠可能で十分な強度を有する保管庫」とあるが、「十分な強度」は具体的にどの程度か。保管庫を設置する施設の改修(床の補強等)まで必要なものであると、施行後直ちに実施することが困難。

(8) 第28条について

サード・パーティー・ルールを具現化した規定だと理解するが、例えば、緊急を要する特定秘密を友好国から入手し、関係国に共有する必要がある場合等に甚大な支障が生じる。外国との関係では第32条/第33条で足りると考える。

(了)